

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		基準適合命令等（一般粉じん発生施設）
根拠条例・規則名		大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
条 項		第18条の4
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1330）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>一般粉じん発生施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準が遵守されていないと認めるとき。</p> <p>一時使用停止命令については、緊急性を要する等、現に生じ又は生ずると認める周辺環境への被害を改善又は防止する方法が一時停止命令以外にないとき。</p>
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		